

平成二十六年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県産業廃棄物減量税条例	1
島根県医療介護総合確保促進基金条例	2
島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条 例	3
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	4
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運 営に関する基準を定める条例	5
島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例	6
島根県手数料条例及び島根県指定介護療養型医療施設の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	8

第109号議案

島根県産業廃棄物減量税条例

1 提案理由

現行の島根県産業廃棄物減量税条例が平成27年 3 月31日をもって失効するため、引き続き産業廃棄物減量税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 課税の根拠

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法第 4 条第 6 項の規定に基づき、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課すること。

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによること。

(3) 納税義務者等

納税義務者は産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすること。

(4) 課税免除

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこと。

(5) 課税標準

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすること。

(6) 税率

税率は、1 トンにつき1,000円とすること。

(7) 徴収方法

徴収は、特別徴収の方法によること。ただし、排出事業者（中間処理産業廃棄物排出事業者を含む。）が最終処分を自ら行う場合は、申告納付の方法によること。

(8) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とする事。

(9) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならない事。

(10) 最終処分場の設置等の届出

申告納付すべき者は、最終処分場ごとに必要な事項を知事に届け出なければならない事。

(11) 申告納入又は申告納付の期限

特別徴収義務者又は申告納付すべき者は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入又は申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納入し、又は納付しなければならない事。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

(12) 帳簿の保存

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならない事。

(13) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有すること。

(14) 次に掲げる条例の一部改正

ア 住民基本台帳法施行条例

イ 島根県産業廃棄物減量促進基金条例

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第110号議案

島根県医療介護総合確保促進基金条例

1 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく計画に掲載された事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある

ある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく計画に掲載された事業に要する経費に充てるため、島根県医療介護総合確保促進基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第111号議案

島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、認定こども園の認定の要件について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県認定こども園の認定要件に関する条例は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件その他必要な事項を定めるものとする。

(2) 教育及び保育に従事する者の配置の基準について、満3歳以上満4歳未満の子どもについてはおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもについてはおおむね30人につき1人以上とすること。

(3) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、必要な調理設備を備えるときは、調理室を設けないことができること。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第112号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこと。

(2) 保育所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと。

(3) 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこと。

(4) 保育室等を4階以上に設ける建物の避難用の施設又は設備の基準の改正

(5) 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の改正に伴う規定の整備

(6) その他規定の整備

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

第113号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）の目的を定めること。

(2) 次に掲げる幼保連携型認定こども園の設備運営基準を定めること。

ア 非常災害に必要な設備を設けるとともに、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないこと。

イ 園児の保育に直接従事する職員については、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができないこと。

ウ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができないこと。

エ 園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならないこと。

オ 職員は、園児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

カ 園長は、懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。

キ 食事を提供するときの基準

ク 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

ケ 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

	コ 置かなければならない保育教諭等の数その他職員に関する基準 サ 幼保連携型認定こども園の位置並びに園舎及び園庭に関する基準 シ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積その他設備に関する基準 ス 教育及び保育を行う期間及び時間に関する基準 セ 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育課程に基づく教育は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならないこと。 ソ その他設備及び運営に関する基準 3 施行期日 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	第114号議案 島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例 1 提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県子ども・子育て支援推進会議について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 2 条例の概要 島根県子ども・子育て支援推進会議を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とすること。 3 施行期日 公布の日から施行する。
	第115号議案 島根県手数料条例及び島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 1 提案理由 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の

改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

ア 医療機器又は体外診断用医薬品に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者	36,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者	26,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

イ 再生医療等製品に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者	149,900円
再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	138,100円
再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者	29,000円
再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとする者	11,000円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円

ウ 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の許可等及び適合性調査に係る手数料の廃止

エ 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

オ 薬事法等の一部を改正する法律の施行前においても行うことができることとされた許可又は登録を受けようとする者は、この条例の施行前においてもこの条例による改正後の島根県手数料条例の規定の例に

	より手数料を納付しなければならないこと。 (2) 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 引用する法律の題名の改正及び引用する条項の整理 3 施行期日 薬事法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、2の(1)のオについては、公布の日から施行する。
	第116号議案 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 1 提案理由 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 2 条例の概要 引用する法律の題名の改正 3 施行期日 公布の日から施行する。